

- 新年のご挨拶
- 役員選挙の告示
- 組合会議員の改選について
- 国保組合からのお知らせ
- 保健だより

○理事長 山本 哲朗

- 届出を忘れていませんか?
- 健康診断を受けましたか?
- インフルエンザ予防接種補助金について
- ジェネリック医薬品差額通知について

- マイナンバー関係のお知らせ
- 特定健診受診率について

新年のご挨拶



神奈川県薬剤師国民健康保険組合
 理事長 山本 哲朗

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様方には、新たな年を健やかにお迎えのことと存じます。昨年は、社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号の取得や組合員資格の再確認にご協力をいただき大変ありがとうございました。また、日頃から国保組合の事業運営にご理解ご協力をいただき重ねてお礼申し上げます。

さて、国民健康保険法の改正により平成30年度から市町村国保の運営主体が都道府県に移管されることになりました。国保組合の定率補助については、国保組合の財政力に応じて平成28年度から5年かけて段階的に削減されることになりました。当組合の場合、平成32年度には現行の32%から14%まで引き下げられることとなります。補助率の低い特定被保険者の増加もあり財政的には7千万円程度影響を受けることとなります。今後の財政状況を的確に見極めながら適切に対応して参りたいと考えております。このように、国保制度が大きな変革期を迎える中で、引き続き、組合員等加入者の負託に応えていくため平成29年度の事業計画では5つの基本方針を掲げて事業運営に当たって参りたいと考えております。

1点目は「健全な財政運営に努める。」平成27年2月に策定した中期財政計画を検証するとともに定率国庫補助の削減等を踏まえた財政

計画を改めて策定し、財政の健全化・安定化の維持・確保に努めたいと考えております。

2点目は「継続性のある安定した事業運営に努める。」中期経営計画を策定し組合員等加入者の負託に応えられるよう、安定した事業運営に努めたいと考えております。

3点目は「組合員資格の適正な管理に努める。」加入時の組合員資格の確認を的確に実施し、組合員資格の適正化に努めたいと考えております。

4点目は「個人番号等個人情報の適正利用と安全管理に努める。」マイナンバーの導入に伴い個人番号等個人情報の適正な利用と適切な管理に努めたいと考えております。

5点目は「適正で透明な会計業務と効率的な業務の執行に努める。」公認会計士による外部監査を実施し、会計事務の事故防止と適切な経費の執行に努めるとともに効率的な業務の執行に努めたいと考えております。

以上、医療保険者として保険給付をはじめ各種事業を安定的に運営していくために、中長期的な展望に立った事業運営に努めて参りたいと考えておりますので組合員の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員並びにご家族の皆様方のご多幸を祈念申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。

神奈川県薬剤師国民健康保険組合役員選挙の告示

神奈川県薬剤師国民健康保険組合規約及び選挙規程に基づき、役員選挙を次のとおり実施します。

1. 任期 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
2. 選挙日 平成 29 年 3 月 25 日（土）（第 115 回組合会）
3. 被選挙資格 平成 29 年 1 月 1 日現在、組合に加入している組合員で、同年 4 月 1 日において 75 歳未満の組合員です。
4. 改選役員数 理事 11 名、監事 2 名
5. 提出書類 役員に立候補または役員を推薦する組合員は、次の書類を添えて届出ください。
(1) 立候補届出書（様式第 1 号）または候補者推薦届出書（様式第 2 号）
(2) 履歴書（様式第 3 号）
6. 受付期間 平成 29 年 2 月 1 日（水）から同年 3 月 10 日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。
郵送の場合、受付期間内に到着したものを有効とします。
7. 受付場所 神奈川県薬剤師国民健康保険組合事務所
住所 〒 235-0007 横浜市磯子区西町 14 番 11 号 神奈川県総合薬事保健センター 4 階
8. その他 立候補等に必要の関係書類及び関係諸規程は組合事務局にご請求ください。
その他、選挙に関するお問い合わせは組合事務局にお願いします。

組合会議員の改選について

組合会議員の任期は、組合規約の規定により平成 29 年 3 月 31 日までとなります。

平成 29 年 2 月 1 日付けで組合会議員の方へ「組合会議員選出依頼書」をお送りしますので、各選挙区（支部）において平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までを任期とする次期組合会議員の選出をお願いします。

なお、選挙規程の一部改正により「瀬谷」選挙区を「旭」選挙区に統合し、「旭・瀬谷」選挙区として再編しました。

また、選出していただく次期組合会議員の年齢は、選挙規程により平成 29 年 4 月 1 日において 75 歳未満の方となっています。

国保組合からのお知らせ

❖ 届出を忘れていませんか？ ❖

●薬局をやめたとき(退職、廃業等)	脱退の手続き 「被保険者資格喪失届」
●家族が他の健康保険に加入したとき ●住民票が組合員と同一世帯でなくなったとき	喪失の手続き 「被保険者資格喪失届」
●修学のために転出したとき	「遠隔地(学)被保険者該当届」*
●厚生年金を喪失(加入)したとき 〔 正社員→パート 等 〕 〔 パート→正社員 〕	変更の手続き 「変更届」*
●勤務先が変わったとき ●事業主が変わったとき	
●氏名が変わったとき	氏名変更の手続き 「氏名変更届」*
●住所が変わったとき	住所変更の手続き 「住所変更届」*

*印の届出用紙はホームページからダウンロードすることができます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。組合までお問い合わせください。



Q1. 退職後も継続できますか？

A1. 継続できません。事業所を退職または廃業した場合には脱退の手続きが必要になります。

Q2. 加入できる家族は？

A2. 住民票が同一世帯の方です。収入の有無は関係ありません。

(その方が就職等で加入する(している)保険がある場合を除く。)

❖ マイナンバー関係のお知らせ ❖

●マイナンバーの取得について

昨年、事業主の方にご協力をいただき組合員等加入者のマイナンバーの取得並びに組合員資格の再確認を行いました。事業主の皆様にはお忙しい中ご協力をいただきありがとうございました。組合では、7月から予定されている市区町村や他の医療保険との情報連携に向けて、加入されている方全員のマイナンバーを登録する必要があります。今回取得できなかった方のマイナンバーについては、業務に支障をきたさないよう住基ネットを運用する地方公共団体情報システム機構(通称:J-LiS)経由で取得させていただきます。

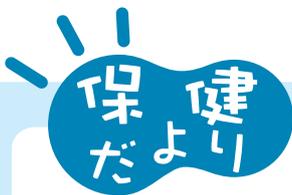
●マイナンバーの記載について

昨年10月から加入手続きの際にマイナンバーを記載いただいておりますが、平成29年1月からは喪失等その他の手続きでもマイナンバーの記載が必要となりましたので、ご理解ご協力をお願いします。

●マイナンバーの利用目的について

組合員等加入者の皆様から取得したマイナンバーについては、番号法に基づき次の業務で利用させていただきます。

- 被保険者証の交付 ○高齢受給者証の交付 ○保険料の賦課・徴収 ○被保険者の資格喪失 ○被保険者の住所・氏名変更
- 限度額適用認定証の交付 ○高額療養費の支給 ○高額介護合算療養費の支給 ○出産育児一時金の支給 ○葬祭費の支給
- 療養費の支給 ○移送費の支給 ○他の法令による医療に関する給付との調整 ○第三者行為による損害賠償金の徴収



● **健康診断を受けましたか？**

健康状態の把握や病気の早期発見に、1年に一度は健康診断を受診しましょう。30歳以上の方が健康診断を受診した場合に補助金を支給します。

● **特定健診受診率について**

平成27年度の受診率は下表のとおり前年度より3.2ポイント上昇し40.3%となりました。受診率が高いのは60歳代前半の女性で50.8%、低いのは60歳代前半の男性で21.4%です。

27年度特定健診実施状況

年 齢	受診者								
	男 性			女 性			計		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
40歳～44歳	116人	38人	32.8%	270人	111人	41.1%	386人	149人	38.6%
45歳～49歳	92人	32人	34.8%	299人	142人	47.5%	391人	174人	44.5%
50歳～54歳	85人	26人	30.6%	341人	166人	48.7%	426人	192人	45.1%
55歳～59歳	104人	28人	26.9%	296人	139人	47.0%	400人	167人	41.8%
60歳～64歳	84人	18人	21.4%	195人	99人	50.8%	279人	117人	41.9%
65歳～69歳	120人	37人	30.8%	144人	53人	36.8%	264人	90人	34.1%
70歳～74歳	71人	17人	23.9%	99人	27人	27.3%	170人	44人	25.9%
計	672人	196人	29.2%	1,644人	737人	44.8%	2,316人	933人	40.3%

特定健診受診率等の推移

区分	平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度	
	人数	前年度比								
対象者	2,316	101.3%	2,286	103.5%	2,208	101.7%	2,172	99.3%	2,188	102.5%
受診者	933	110.2%	847	115.4%	734	95.1%	772	101.0%	764	112.0%
受診率	40.3%	3.2	37.1%	3.9	33.2%	-2.3	35.5%	0.6	34.9%	2.9

○ **特定健診とは？**

特定健診は平成20年4月から始まった生活習慣病予防のための健診で、40歳～74歳の方を対象に医療保険者（健康保険や国民健康保険等）が実施するものです。

一般健診や人間ドックには特定健診の検査項目が含まれています。

● **インフルエンザ予防接種補助金について**

昨年同様、インフルエンザの予防接種を受けた組合員の方1人につき1,000円を支給しますので、事業所で取りまとめて3月末日までに申請してください。

○各補助金申請の詳細については、組合までお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。



● **ジェネリック医薬品差額通知について**

12月上旬にジェネリック医薬品差額通知を該当の組合員の方に発送しました。この通知は、先発医薬品を使用されている方でジェネリック医薬品と300円以上差がある場合にお送りしています。

当組合のジェネリック医薬品の使用割合は、全国平均より10ポイント程度低く55%前後です。

ジェネリック医薬品の使用率向上にご理解ご協力をお願いします。